

『2025年版 史上最強の宅建士テキスト』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●467 ページ ②大規模建築物

【誤】3行カット階数2以上、延べ面積200㎡超えのいずれかを満たす建築物。

【正】階数2以上、延べ面積200㎡超えのいずれかを満たす建築物。

●11 ページ 中央の緑枠内

【誤】変更の届出は「商号・名称」「役員と使用人の氏名」「事務所の名称・所在地」に変更があった場合に必要になる。役員や使用人の住所・本籍、また専任の宅建士の氏名は、そもそも宅建業者名簿の記載事項ではない。

【正】変更の届出は「商号・名称」「役員と使用人の氏名」「事務所の名称・所在地」「専任の宅建士の氏名」に変更があった場合に必要になる。「専任の宅建士の氏名」だけは、宅建業者名簿の記載事項ではないが、変更の届出は必要となっている。

●61 ページ 問題③の解説

【誤】事務所に置く唯一の専任の宅建士が退任した場合、2週間以内に新たな専任の宅建士を設置するなど、必要な措置をとらなければなりません。また、専任の宅建士の氏名は宅建業者名簿の記載事項ではないので、変更の届出をする必要はありません。

【正】事務所に置く唯一の専任の宅建士が退任した場合、2週間以内に新たな専任の宅建士を設置するなど、必要な措置をとらなければなりません。また、専任の宅建士の氏名に変更があれば、30日以内に変更の届出をする必要があります。

※2025年4月の法改正により、「専任の宅建士の氏名は、(宅建業者名簿の記載事項ではないが)変更の届出は必要」となります。

●344 ページ 問題⑦ 2行目

【誤】伴わない変更

【正】伴う変更